第 11期 分 別 収 集 計 画

令和7年 7月

香 取 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合

1.	計画	策定	の	意	義		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	1
2.	基本	的方	向													•••											1
3.	計画	期間										•••				•••	•••										1
4.	対象	品目					•••		•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••								2
5.	各年	度に	お	け	る	容	器	包	装												\						0
0	₩ 00		=	*	u.L.	•	عالط	.1.	•								項										2
б.	容器	包袋	発	莱	彻	()	排	出	())								た 項										2
7.	分別																		種	類	及	び					
	当該	谷布	· 건	表	兇	来	彻	V)	ЧX					-			冱項	-	3	号)					•••	3
8.	各年																										
	適合に規									め	る	物	の	量	の	見	込	み									
	.	-t \				, , ,		,									項								•••	•••	4
9.	各年適合	物ご	ځ	0)	量	及	び	容	器	包	装	リ	サ	イ	ク	ル	法	第	2	条	第	6	項				
	に規	定す	る	主	務	省	令	で	定	め	る	物	の	量	の	見	込	み	の	算	定	方	法	•••	•••	•••	8
10.	分別	収集	を	実	施	す	る	者	に										5	号)						8
11.	分別	収集	の	用	に	供	す	る	施																		
										(法	第	8	条	第	2	項	第	6	号)	•••	•••	•••	•••	•••	9
	その																										10
	記事																										10
し図	1)	• • • • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	11

はじめに

香取広域市町村圏事務組合(以下「組合」という)の構成市町は、香取市、神 崎町、多古町及び東庄町の1市3町である。

本計画については、独自に分別収集計画を作成する神崎町を除く、香取市、多古町及び東庄町を対象に作成するものである。

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

組合の一般廃棄物処理は、可燃ごみを処理施設で焼却し、不燃ごみを破砕・分別 した後埋立てによる最終処分を行ってきたところである。

現在、ごみ排出量の増大に伴い焼却灰や不燃残渣の埋立て量が増加し、最終処分場の残余容量がひっ迫している状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により、住民・事業者・行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにしながら関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 排出者(住民)・行政が一体となり排出抑制及び資源化の促進を図る。
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした資源循環型社会を構築する。
- (3)廃棄物の適正処理・減量化を図り、環境への負荷を低減する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール製容器、紙製容器包装、PETボトル、プラスチック製容器包装 (プラマーク) を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

組合から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。 なお、ここで示す見込みには、ごみとして排出される量に加え、集団回収等による 量も含むものである。

		次I 石品已	3. 我 儿 木 内 少	か 田 圭 ッ ル を		<u> </u>
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器	包装廃棄物	6, 900	6, 865	6,829	6, 796	6, 761
	香取市	5, 541	5, 517	5, 496	5, 475	5, 453
内訳	多古町	573	565	556	547	537
	東庄町	786	783	777	774	771

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み (単位:トン)

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、 実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担 し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 啓発活動の充実

ごみ処理施設見学会やイベント、出張PRなどあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対してごみ処理の厳しい状況等についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

② 環境教育の充実

学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組による再生利用の意義及び 効果等のごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

③ 広報紙の活用

広報紙にごみ処理の現状を定期的に掲載することにより、排出抑制の意識を高める。

④ その他の啓発活動

買い物袋の持参等の啓発を行なうことにより、スーパーマーケット等の小売包装を抑制するとともに、詰め替え可能な商品やリターナブル容器を用いた商品の積極的な利用促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包 装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的 に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の認知度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は 下表右欄のとおりとする。

表 2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

—————————————————————————————————————	7, 7, 7, 7, 7, 1 E 7, 7
分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	
主としてアルミ製の容器	空カン
主としてガラス製の容器で、無色のガラス製容器	
主としてガラス製の容器で、茶色のガラス製容器	空びん
主としてガラス製の容器で、その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以 外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょう油等を充てんするためのもの	PETボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	PETボトル以外のプラスチック製容器包装(プラマーク)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表3-1のとおりとする。(上段・・・合計、下段左引渡量、右独自処理量)

表 3-1 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

組合(香取市・多古町・東庄町)

	令和8	3年度	令和9	9年度	令和10	0年度	令和1	1年度	令和1	2年度
主としてスチール製の容器	176		17	76	17	4	173		1	72
主としてアルミ製の容器	161		161		160		159		158	
無色のガラス製容器	210		209		20	7	207		206	
	210	0	209	0	207	0	207	0	206	0
茶色のガラス製容器	28	33	28	31	27	9	27	78	2'	76
	283	0	281	0	279	0	278	0	276	0
その他のガラス製容器	16	55	16	33	16	2	16	52	10	30
	165	0	163	0	162	0	162	0	160	0
主として紙製の容器であっ										
て飲料を充てんするための										
もの(原材料としてアルミニウム	()	()	0		()	()
が利用されているものを除										
⟨ 。)										
主として段ボール製の容器	497		49	94	49	2	49	90	48	37
主として紙製の容器包装で	0		0		0		()	0	
あって上記以外のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタ	28	39	28	38	28	6	28	35	28	83
レート(PET)製の容器であ										
って飲料、しょう油等を充てん	289	0	288	0	286	0	285	0	283	0
するためのもの										
主としてプラスチック製の容器	34	15	34	13	342		339		33	38
包装であって上記以外のもの	345	0	343	0	342	0	339	0	338	0
うち白色トレイ	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表3-2のとおりとする。(上段・・・合計、下段左引渡量、右独自処理量)

表 3-2 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

香取市

	令和8	年度	令和(年度	令和1	0年度	令和1	1年度	令和1	2年度
主としてスチール製の容器	13	32	13	32	13	31	13	31	130	
主としてアルミ製の容器	121		121		120		120		119	
無色のガラス製容器	158		157		15	56	156		15	55
	158	0	157	0	156	0	156	0	155	0
茶色のガラス製容器	21	. 2	21	11	21	10	21	10	20	9
	212	0	211	0	210	0	210	0	209	0
その他のガラス製容器	12	23	12	23	12	22	12	22	12	21
	123	0	123	0	122	0	122	0	121	0
主として紙製の容器であ										
って飲料を充てんするた										
めのもの(原材料としてアル	C)	0		()	()	()
ミニウムが利用されているも										
のを除く。)										
主として段ボール製の容器	402		40	00	39	98	39	97	39	95
主として紙製の容器包装	0		0		0		()	0	
であって上記以外のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタ	23	36	23	35	23	34	23	33	23	32
レート(PET)製の容器であ										
って飲料、しょう油等を充てん	236	0	235	0	234	0	233	0	232	0
するためのもの	200						200			
主としてプラスチック製の容器	28	34	28	33	28	32	280		27	79
包装であって上記以外のもの	284	0	283	0	282	0	280	0	279	0
うち白色トレイ	0		0		0		()	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表3-3のとおりとする。(上段・・・合計、下段左引渡量、右独自処理量)

表3-3 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

多古町

	令和8	年度	令和9	年度	令和1	0年度	令和11	年度	令和12	年度
主としてスチール製の容器	21	-	2	1	2	0	20		20)
主としてアルミ製の容器	19		19		19		18		18	
無色のガラス製容器	25		25		24		24		24	
	25	0	25	0	24	0	24	0	24	0
茶色のガラス製容器	34		3	3	3	3	32	ı	31	
	34	0	33	0	33	0	32	0	31	0
その他のガラス製容器	20)	1	9	1	9	19		18	
	20	0	19	0	19	0	19	0	18	0
主として紙製の容器であっ										
て飲料を充てんするための										
もの(原材料としてアルミニウム	0		0		0		0		0	
が利用されているものを除										
< 。)										
主として段ボール製の容器	22	2	2	2	2	2	21		21	
主として紙製の容器包装で	0		0		()	0		0	
あって上記以外のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタ	22	2	2	2	2	1	21		21	
レート(PET)製の容器であ										T
って飲料、しょう油等を充てん	22	0	22	0	21	0	21	0	21	0
するためのもの										
主としてプラスチック製の容器	27	7	2	6	26		25		25	T
包装であって上記以外のもの	27	0	26	0	26	0	25	0	25	0
うち白色トレイ	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表3-4のとおりとする。(上段・・・合計、下段左引渡量、右独自処理量)

表 3-4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

東庄町

	令和8	年度	令和(9年度	令和1	0年度	令和1	1年度	令和1	2年度
主としてスチール製の容器	23	}	2	3	2	3	2	2	2	2
主としてアルミ製の容器	21		21		21		21		21	
無色のガラス製容器	27		27		27		27		27	
	27	0	27	0	27	0	27	0	27	0
茶色のガラス製容器	37	7	37		3	6	3	6	3	6
	37	0	37	0	36	0	36	0	36	0
その他のガラス製容器	22	2	2	1	2	1	2	1	2	1
	22	0	21	0	21	0	21	0	21	0
主として紙製の容器であっ										
て飲料を充てんするための										
もの(原材料としてアルミニウム	0		0		()	0		(0
が利用されているものを除										
< 。)										
主として段ボール製の容器	73	3	7	2	7	2	7	2	7	1
主として紙製の容器包装で	0		0		0		()	0	
あって上記以外のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタ レート (P E T) 製の容器であ	31	L	3	1	3	1	3	1	3	0
って飲料、しょう油等を充てんするためのもの	31	0	31	0	31	0	31	0	30	0
主としてプラスチック製の容器	34	1	3	4	34		34		3	4
包装であって上記以外のもの	34	0	34	0	34	0	34	0	34	0
うち白色トレイ	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込みの算定方法

算定方法については、以下のとおり

(特定分別基準) 適合物等の量 の見込み 直近年度の特定 一 分別基準適合物 等の収集実績

× 人口

人口は、「一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (令和3年3月策定)」の推計値をもと に算出した参考値とする。

単位:人

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
合計人口	94, 390	93,842	93, 294	92,746	92, 193
香取市	68, 882	68, 611	68, 340	68,069	67, 797
多古町	13,056	12,840	12,624	12, 408	12, 190
東庄町	12, 452	12, 391	12, 330	12, 269	12, 206

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

組合から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(主体)は、表4のとおりとする。

表 4 分別収集の実施主体

容	器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶	スチール製の容器			
Щ	アルミ製の容器		チジッカル	手 ** ** **
てバ	無色ガラス製容器	空カン・空ビン	委託業者による 定期収集	委託業者 (収集→引渡し)
し ん	茶色ガラス製容器		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	31 62 2 7
\mathcal{N}	その他ガラス製容器			
	紙製の容器包装	飲料用紙パック		
紙	段ボール製の容器	段ボール	委託業者による	委託業者
	その他の紙製容器包装	その他の 紙製容器包装	定期収集	(収集→引渡し)
ホ゜リエチ	・レンテレフタレート(PET)製の	DP#45 L	委託業者による	委託業者
容器		PETボトル	定期収集	(収集→引渡し)
プラスチック製容器包装		プラスチック製 容器包装 (プラマーク)	委託業者による 定期収集	委託業者 (収集→引渡し)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表5のとおりとする。

表 5 分別収集の用に供する施設整備概要

	, ,		,, ,, = = ,	1
分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	選別・引渡 中間処理
スチール製の容器 アルミ製の容器 無色のガラス製容器	de de Volume 18 Vo	香取市、東庄町 ビンカン専用袋 (ポリ袋)	香取市、東庄町 ダンプ車 (委託)	
茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空カン・空ビン	多古町 資源物専用袋 (ポリ袋)	多古町 平ボディ車 (委託)	· 民間業者
紙製の容器包装であって 飲料を充てんするもの	飲料用紙パック		平ボディ車 (委託)	民間業者
段ボール製の容器	段ボール	縛る	香取市、東庄町 パッカー車 (委託) 多古町 平ボディ車 (委託)	民間業者
その他の紙製容器包装	その他の紙 製容器包装		平ボディ車 (委託)	民間業者
ポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器	PETボトル	香取市、東庄町 PETボトル専用袋 (ポリ袋) 多古町 資源物専用袋 (ポリ袋)	香取市、東庄町 パッカー車 (委託) 多古町 平ボディ車 (委託)	- 民間業者
プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装 (プラマーク)	香取市、東庄町 透明・半透明袋 (ポリ袋) 多古町 資源物専用袋 (ポリ袋)	香取市、東庄町 パッカー車 (委託) 多古町 平ボディ車 (委託)	民間業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・構成市町が実施している施策、今後の計画を考慮し、構成市町と協力しながら推 進する。
- ・一升びん、ビールびんなど、リターナブルびんの販売店への返却の周知啓発を 「家庭ごみの分け方」等により行う。
- ・容器包装廃棄物を分別しないことによる他のごみへの混入を軽減するため、香取市、東庄町では、「ごみ分別辞典」、多古町は、「新ごみ分別帳」を活用し、イベント等による分別協力の活動を行う。

《特記事項》

分別収集の特徴について

当組合における資源物の収集状況を図1に示す。

図1のとおり、資源物については、大きく分けて、①空カン・空ビン、②紙類、③ 衣類・布類、④PETボトル、⑤プラスチック製容器包装(プラマーク)の5分別区分し、ステーション方式及びルート方式により委託で収集を行っている。尚、多古町については、金属類を資源ごみとして分類しているため6分別区分となるが、組合施設において不燃ごみの選別後の鉄類と合わせて資源化している。

空ビン・空カン、プラスチック製容器包装(プラマーク)については、組合の資源 化等を行う施設で一時保管し業者に選別、保管を委託し、紙類については、新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、に分別区分し、また、布類についても業者に引渡しをしている。

PETボトルについては、選別・圧縮・梱包・保管を民間に処理委託している。

ごみの減量化・再資源化を図るため、「循環型(リサイクル)地域社会への転換」 を基本理念として、ごみの排出抑制・資源化を推進している。

また、小・中学校等PTAをはじめとした各種団体においては、古紙類を中心に集団回収活動が行われており、また、スーパーマーケット等の店頭においては、空カン、白色トレイ、段ボール及び紙パック、PETボトルの拠点回収が行われている。

プラスチック製容器包装(プラマーク)を除くこれら現行の分別収集体制は、これまで長期間実施され、住民に定着したシステムとなっているが、プラスチック製容器包装(プラマーク)については平成29年度より開始したものであるため、重点的に住民定着まで周知を行っていく。

本計画では、排出から収集・運搬、処理・処分までの現行システムを効率的に活用 することを前提とし、ごみの分別を徹底し、循環型社会の構築をしていくものとする。

図1 収集状況

